

「事業再編計画の概要」

平成 25 年 1 月 23 日校正
平成 24 年 12 月 14 日

株式会社 アロンクリーン

魚沼環境 株式会社
株式会社 小出環境サービス
佐藤清掃社
有限会社 広神清掃
株式会社 丸和興業



1. 魚沼市の一般廃棄物処理等の現状と課題

近年、生活様式の多様化による水質汚濁や住環境の劣悪化が懸念される中、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的として、昭和 54 年に着手した下水道等施設の整備の進展に伴い、し尿及び浄化槽汚泥(以下、し尿等と称す)の要処理量は図-1 で示すとおり、平成 5 年をピークとして著しい減少傾向にあります。

本市は、昭和 50 年に公布された「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に鑑み、行政の支援措置として表-1 で示した、エコプラント魚沼の運転管理や農業集落排水処理施設の維持管理等を代替業務として発注されています。

また、し尿処理業務委託費の減収対策の一貫として、平成 15 年度より、し尿の計画収集システムの前段である定期収集を導入し、手数料は行政が徴収する形となりました。

平成 22 年度より、し尿処理業務委託費を従量制から年額制に変更するなどの措置が講じられていますが、安定経営によるし尿等の適正処理の確保維持は、以前として厳しい状況下にあることから、事業者による一般廃棄物処理等に関する中・長期的な観点に基づいた業務転換の基本方針の確立が必要になっています。

図-1 し尿等の減少量の推移

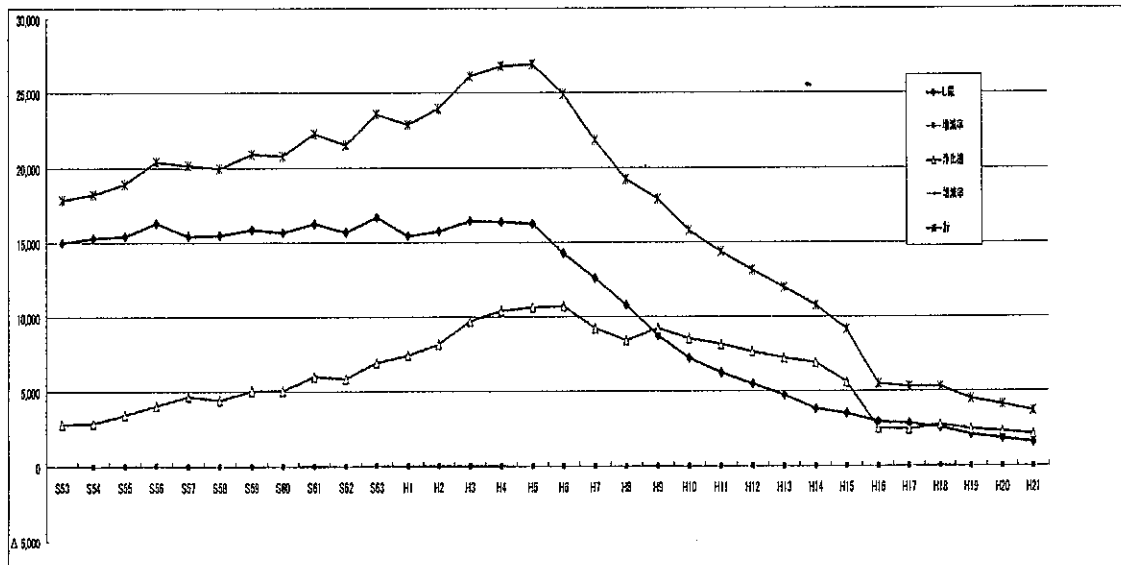


表-1 現在の主な業務内容

業 務 内 容	契約方式	担当課	備 考
し尿収集運搬業務	随意契約	環境課	
エコプラント魚沼の運転管理業務	見積入札(随意契約)	環境課	
下水道等施設の維持管理業務	入札方式	ガス水道局	農集含む
浄化槽等の維持管理業務	入札方式・個人契約	ガス水道局	個人含む
魚沼市斎場・火葬場業務委託	指定管理者制度	環境課	
流域下水道脱水汚泥運搬業務	入札方式	下水道公社	
マンホール・ポンプ場の管理業務	入札方式	ガス水道局	

2. 事業再編計画に記載する概要

- 1) 目的
- 2) 魚沼市の現状
- 3) 一般廃棄物処理業等の経緯と現況
- 4) 下水道等整備による今後の水洗化の見通し
- 5) し尿等要処理量の今後の見込み
- 6) 事業再編計画
 - (1) 目標
 - (2) 実施期間
 - (3) 事業再編計画に記載する事業実施内容とその方法
 - ①組織体制の再構築に関する業務統合計画。
 - ②合理化事業計画に基づくバキューム車の減車計画。
 - ③業務の効率化を図る現場の人員配置計画。
 - ④経営の合理化を図る管理部門の人員配置計画。
 - ⑤事務所、車庫等の施設の統合計画。
 - (4) 事業再編に必要な資金確保に関する内容。
 - ①今後、予想される代替業務等の検討。
 - ②事業再編に関連した新規事業の創出の検討。
 - ③代替業務等に必要な資格取得及び人材育成計画の検討。
 - (5) その他、事業再編計画に関連する事項

3. その他、事業再編計画の策定に対する補足説明

1) 事業再編計画の検討方針関する現状の課題と対策

第1回合理化事業計画策定委員会において議題となった、事業者に対する行政の支援措置に関する課題(株式会社アロンクリーンに対する代替業務等)について、業務体制の適正化に関する基本方針を基本とした事業再編計画を策定します。

(1) 事業者が策定する計画の名称について

合特法では、行政の合理化事業計画と事業者の転換計画を策定することが明記していますが、本市の5事業者は業務を縮小しつつも廃業はせずに事業継続を望んでいます。

従って、著しいし尿要処理量の減少に対する行政の支援措置は、転廃交付金等による金銭的支援ではなく、代替業務等を主体とした事業の転換計画を検討方針とします。

なお、「転換計画」の名称は、合特法の対象となる事業者が廃業する場合、国から転廃交付金として金銭的支援を得る場合に国と都道府県の承認に必要な計画となっていることから、「転換計画」と称した場合、本市の合理化事業計画において廃業する業者や行政の金銭的支援が含まれると誤解される可能性があることから、名称は「事業再編計画」とします。

(2) 株式会社アロンクリーンの組織体制の検討について

平成3年3月に設立した株式会社アロンクリーン(以下、当社と称す)は、当時の行政指導に基づいて新潟県が所管する流域下水道施設の維持管理業務の受託を主目的として、管内の一般廃棄物処理業者の5社が統合した会社です。

しかしながら、設立目的であった流域下水道施設の維持管理業務の受託することは出来ませんでした。本市のし尿収集運搬業務と行政の支援措置に相当する代替業務等を一括で契約を締結する会社として現在に至っています。

なお、当社の設立した当時は、組織体制等に関する協議は担当部門だけであったことから、当社の設立の目的や経緯等が一般市民、議会、他課の職員に周知されないまま、行政の支援措置に相当する代替業務が提供されたこともあって、一部には、一民間企業に対する行政支援として誤解が生じています。

また、当社の業務体制においても実質的な業務の合理化の確立が整理できていない側面もあり、現行の業務体制の課題も残されています。

従って、合理化事業計画の策定に伴い、業務体制の適正化を目的として、本市の一般廃棄物処理業者の5社が統合した組織として、誤解が生じない組織体制や名称変更等の検討を行います。

(3) 事業再編計画の実施期間について

魚沼市合理化事業計画で記載された実施期間と同じ期間とします。

平成25年4月1日から平成30年3月31日

(4) 対象事業者について

株式会社アロンクリーンに統合した下記の5社とします。

- | | | |
|-----------------------|--------------|----------|
| 1. 新潟県魚沼市中原 519 番地 3 | 魚沼環境株式会社 | 代表 滝澤 正徳 |
| 2. 新潟県魚沼市七日市 650 番地 1 | 株式会社小出環境サービス | 代表 大桃 政春 |
| 3. 新潟県魚沼市青島 1315 番地 2 | 佐藤清掃社 | 代表 佐藤 幸徳 |
| 4. 新潟県魚沼市中島 266 番地 1 | 有限会社広神清掃 | 代表 山本 明 |
| 5. 新潟県魚沼市大石 8 番地 1 | 株式会社 丸和興業 | 代表 高橋 和利 |

(5) 今後の、し尿処理業務及び行政の支援措置による代替業務などの対策について

現在、し尿汲取量の著しい減少傾向に対する行政の支援措置として発注されている代替業務は、経営基盤の安定による適正処理、適正管理を基本とした現場体制の拡充を図り、事業の継続性の確保を図ります。

また、今後、新たな代替業務として想定される業務については、近年の地方自治体を取り巻く社会状況を鑑みた場合、委託方式、入札方式、相対見積方式、指定管理者制度等の発注方式が考えられ、一般廃棄物処理業務以外の業種を、事業者の都合によって随意契約として発注を要望することは困難な課題であると認識しています。

従って、新しい代替業務については、一般企業と同等の技術力や経営管理を有する組織体制の確立と新規事業の創出の積極的な事業展開に取り組めます。

なお、指定管理者制度を導入する事業の場合は平成 18 年 1 月 23 日に開催された、【全国都道府県及び政令都市等環境担当部局長会議】で示された【一般廃棄物処理施設等の指定管理者制度導入に際しての留意事項】の趣旨を十分配慮される事を期待します。

(6) バキューム車の減車に対する考え方

し尿の適正処理が可能な必要最低台数の保有を基本とし、し尿の減少量に伴って不要となるバキューム車の減車計画を検討します。

平成5年の下水道接続ピーク時に 10 台保有していたバキューム車は現在までに6台になり、今後、事業再編計画の期間において、順次減少量の推移に伴い廃車を行い、平成 29 年には、し尿 1,152kℓ/年、浄化槽汚泥 942kℓ/年、総量は 2,094kℓ/年と推定し、適正処理に必要な台数 5 台を保有することを目標として、現在保有するバキューム車 6 台は減少量に適応させて、表-2 で示したとおり順次、廃車を実施します。

なお、予備車を保有する経費については今後の検討課題とします。

表-2 バキューム車の減車計画

単位:台/年

項 目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
現 況	6	6	6	6	5
算 定	6	6	6	5	5
計 画 保 有 台 数	6	6	6	5	5

※計画保有台数は、し尿、浄化槽汚泥の総量を対象とする。

し尿等収集・運搬業務の受託形態の現状と計画

